

議案第17号

養父市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について

養父市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

養父市立学校施設等使用条例（平成16年養父市条例第81号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
1 八鹿地区			1 八鹿地区		
施設の名称	料金		施設の名称	料金	
	昼間	夜間		昼間	夜間
体育館	1,150円	1,350円	体育館	1,150円	1,350円
(略)			(略)		
運動場	350円	550円	運動場	350円	550円
2 養父地区			2 養父地区		
(1) 施設使用料			(1) 施設使用料		
施設の名称	使用料		施設の名称	使用料	
	9時から18時まで	18時から22時まで		9時から18時まで	18時から22時まで

体育館	中学校	1,000円	1,500円
(略)			
運動場	小学校	300円	500円

(2) 照明使用料

施設の名称	時間単位	使用料	備考
運動場	1時間	600円	日没から22時までとする

3 大屋地区

施設の名称	単位	使用料
体育館	5時間までごとに	1,050円
(略)		
小中学校運動場照明施設	全点灯	30分当たり 600円
	1/2点灯	300円

4 関宮地区

施設の名称	午前9時から午後10時まで
体育館	電灯使用有 3時間当たり 2,100
(略)	
プール	— 3時間当たり 220

ア・イ (略)

備考 各地区の体育館の空調設備を使用する場合は、別に定める料金を納めなければならない。

体育館	中学校	1,000円	1,500円
(略)			
運動場	小学校	300円	500円

(2) 照明使用料

施設の名称	時間単位	使用料	備考
運動場	1時間	600円	日没から22時までとする

3 大屋地区

施設の名称	単位	使用料
体育館	5時間までごとに	1,050円
(略)		
小中学校運動場照明施設	全点灯	30分当たり 600円
	1/2点灯	300円

4 関宮地区

施設の名称	午前9時から午後10時まで
体育館	電灯使用有 3時間当たり 2,100
(略)	
プール	— 3時間当たり 220

ア・イ (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。